

## バイデン大統領、米国内製造業・雇用の促進に関する大統領令に署名

2023年8月7日  
JETRO NY 知的財産部  
蛭田、福岡

バイデン大統領は、7月28日、連邦政府の研究開発資金を米国内製造業と雇用の促進のために利用することを推奨する大統領令<sup>1</sup>に署名した。

米国においては、バイ・ドール法によって、政府の資金によって開発された発明について、資金を受けた研究機関等の特許権を取得し第三者にライセンスを供与することが可能となっている。今回の大統領令は、この制度が経済成長や競争力の向上を支えていると評価する一方で、政府の資金は米国経済や雇を支える最先端技術を生み出すことを目的としているため、新たな技術や製品が連邦政府の支援を受けて開発される場合には、可能な限り米国内で製造されるように促すことが政権の方針であると説明している。

大統領令の主な内容は以下のとおり。

### ➤ 国内製造業の強化

関係する各政府機関は、連邦資金提供契約の募集において、発明が国内製造されることを考慮する必要があるとあり、その契約が米国の製造業をどのように支援できるのかについて考慮しなければならない。また、各政府機関は中小企業による発明の商業化支援や研究機関等の技術移転能力の強化に努めなければならない。

### ➤ 発明の利用に関する報告プロセスの合理化

各政府機関は、研究機関等からの発明の内容や活用の報告のプロセスを合理化することに努めなければならない。報告にあたっては、発明を活用した製品等が製造された場所の報告を研究機関等に義務付けなければならない。また、商務長官は報告プロセスを政府共通のものとするために、共通の報告項目の検討や政府共通の電子報告システムの活用に関する検討を行わなければならない。

### ➤ 国内製造することによる重要な新技術の保護

各政府機関は、エネルギー貯蔵、量子情報科学、人工知能、半導体、マイクロエレクトロニクス等を含む、米国経済・安全保障にとって重要な技術について国内製造を促進するための措置を検討しなければならない。また、各政府機関は、重要な新技術について、研究機関に対して発明の所有権を制限することが必要な例外的状況が存在するかどうかを検討しなければならない。

---

<sup>1</sup> Executive Order on Federal Research and Development in Support of Domestic Manufacturing and United States Jobs (JULY 28, 2023)

## ➤ 免除手続きの改善

政府の資金によって開発された発明に関する独占的ライセンスを第三者に供与する場合には実質的に米国で製造することに同意した者でなければならないというバイ・ドール法の要件<sup>2</sup>を免除する場合のプロセスについて、各政府機関は合理化等の改善を検討しなければならない。また、プロセスの検討にあたっては、米国外での製造が米国経済・安全保障上の利益になるかどうか等、免除を支持する具体的な要因を定めなければならない。

米国の知財等関係者の中には、米国エネルギー省の運用が全ての政府機関に拡大するのではないかと懸念が数カ月前から広がっていたとされている。同省は、政府が資金提供した契約においては、開発された発明を第三者に供与する場合、独占的ライセンスであるか否かによらず、米国で製造することを義務付けている。この義務は同省の審査により免除されうるが、審査を受ける研究機関側の手続き負担や審査にかかる期間等の観点から、運用の見直しを求める声もある。

今回の大統領令においては、エネルギー省の運用の拡大までは盛り込まれなかったため関係者には安堵する声もある一方で、詳細については各政府機関における検討で決定されるため、今後の動向を注視する必要があるという意見も多い。

また、今後の各政府機関における検討の結果次第では連邦政府の資金を受けて開発された発明の自由な活用が難しくなる可能性もあることから、米国企業等が政府の資金を受けている研究開発活動に参加することを躊躇するようになるのではないかと懸念する声もある。

(以上)

---

<sup>2</sup> 特許法第 204 条